

## 神崎川工場跡地の土壌・地下水調査結果と今後の対策について

2003年2月6日

大阪ガス株式会社

大阪ガス株式会社(社長:野村 明雄)は、環境問題を経営の重要課題と位置付け、石炭を主原料とした都市ガス製造工場跡地について順次自主的に土壌・地下水調査を実施しています。この度、神崎川工場跡地(大阪市淀川区)において、環境省の『土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針』に準じた調査等を実施し、調査結果と対策案を取りまとめました。

土壌及び地下水調査の結果、下表の通り環境基準を超える全シアンが検出されました。なお、地表面はアスファルト舗装または覆土等で被覆されているため、汚染土壌が飛散することはありません。また、地下水は周辺で飲用に供されていないことから、周辺の生活環境への影響はないと考えています。今後は、敷地内周辺部の地下水を観測井戸で継続監視していきます。

### ≪土壌調査結果(溶出量)≫

項目	最大値	環境基準
全シアン	0.8 mg/L	*検出されないこと

\*「検出されないこと」とは、その結果が定量限界(0.1mg/L)を下回ることをいう。

### ≪地下水調査結果≫

項目	最大値	環境基準
全シアン	0.1 mg/L	*検出されないこと

\*「検出されないこと」とは、その結果が定量限界(0.1mg/L)を下回ることをいう。

神崎川工場跡地では、昭和2年から昭和23年まで石炭を原料とした都市ガスを製造しており、その製造の工程で、シアン化合物が生成されていました。操業時期が古く、正確に汚染原因を特定することは困難ですが、設備の故障等により、土壌に浸透したものと考えられます。なお、現在稼働中の製造所においてはクリーンな液化天然ガスを主原料に都市ガスを製造していますので、汚染物質を発生することはありません。

当社は、今後も用地管理を徹底し土壌汚染の拡散防止に努めていきます。また、将来土地利用改変を行う場合には、関係法令に従い適切に対処します。

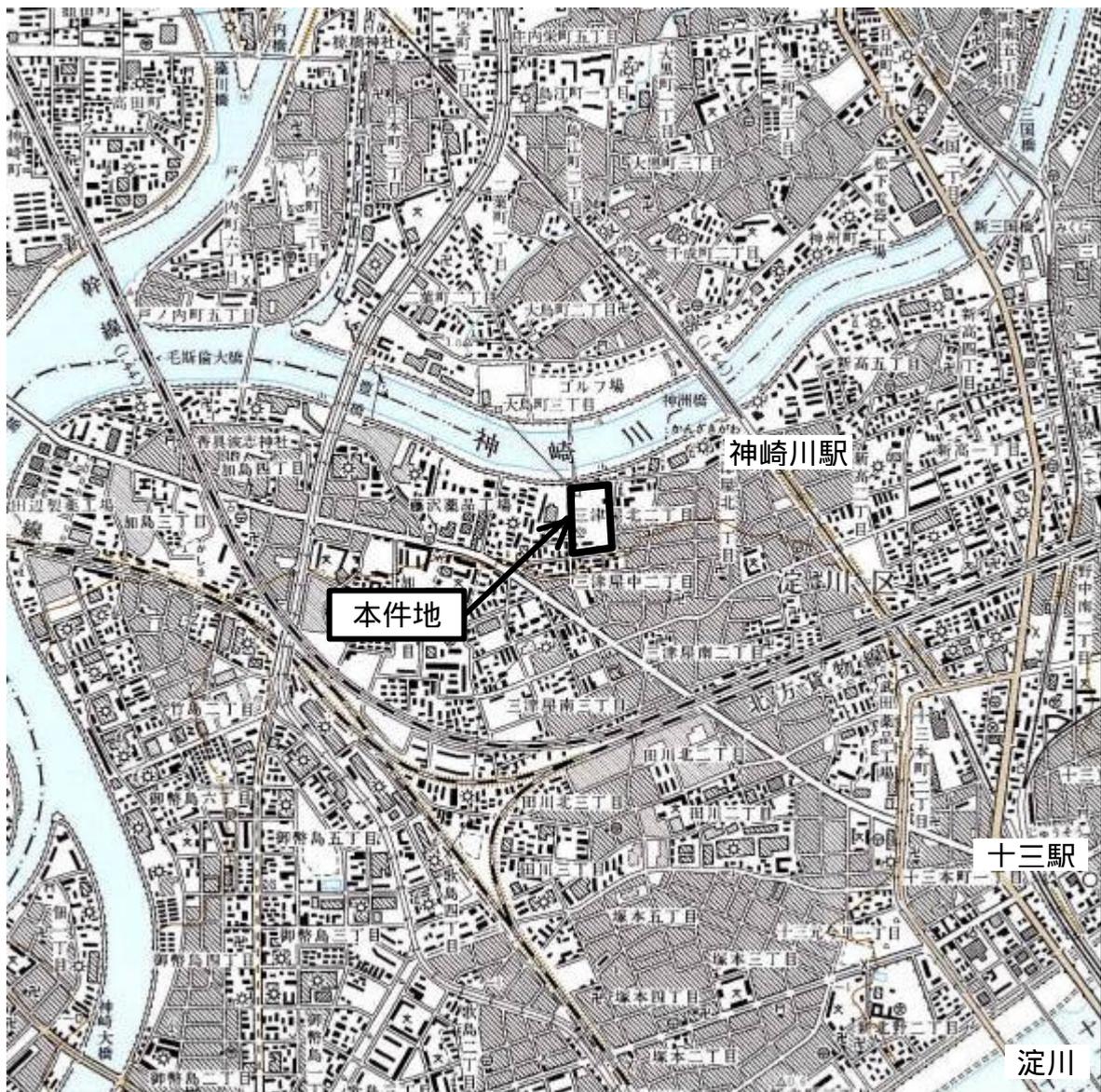
以上

## 神崎川工場跡地概要

所在地：大阪市淀川区三津屋北二丁目（約33千m<sup>2</sup>）

操業履歴：昭和2（1927）年 操業開始（浪速瓦斯株式会社）  
昭和20（1945）年 大阪ガス株式会社に合併  
昭和23（1948）年 石炭ガス製造設備停止

### 位置図



## 調 査 概 要

1. 調査・対策検討期間      平成13年9月～平成15年1月

### 2. 概況調査

#### 2-1. 調査数量

表層土壌調査	26地点
地下水調査	4地点

#### 2-2. 調査対象物質

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、ベンゼン、セレンの8項目  
ただし、表層土壌の一部(3地点)については下記の21項目実施

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、  
ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、  
シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、  
トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、セレン、ふっ素、ほう素

また、表層土壌の全地点でカドミウム、鉛、砒素、総水銀の含有量を測定

#### 2-3. 調査結果

(1)表層土壌の溶出試験結果は、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、ベンゼン、セレンについては、全地点で環境基準以下であり、全シアンについては、下表の通りであった。

表 - 1 表層土壌溶出試験結果 (単位: mg/L)

項目	環境基準	最大値	環境基準超過地点数
			調査地点数
全シアン	検出されないこと	0.1	1
			26

\*「検出されないこと」とは、その結果が定量限界(0.1mg/L)を下回ることをいう。

(2)表層土壌の含有量試験結果は、全地点で全項目とも含有量参考値以下であった。

(3)地下水調査結果は、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、ベンゼン、セレンについては、全地点で環境基準以下であり、全シアンについては、下表の通りであった。

表 - 2 地下水試験結果 (単位: mg/L)

項目	最大値	環境基準超過地点数
		調査地点数
全シアン	0.1	1
		4

\*全シアンの環境基準は「検出されないこと」であり、定量限界(0.1mg/L)を下回ることをいう。

## 3. 詳細調査

## 3-1. 調査数量

土壌ボーリング調査（旧地表面下 0.15,0.5,1,2,3,4,5m）

17地点

## 3-2. 調査対象物質 全シアン

## 3-3. 調査結果

表 - 3 詳細調査結果（土壌溶出試験）（単位：mg/L）

項目	環境基準	最大値	基準超過検体数
			総検体数
全シアン	検出されないこと	0.8	15
			107

\*「検出されないこと」とは、その結果が定量限界(0.1mg/L)を下回ることをいう。

## 4. 周辺への影響について

当用地はアスファルト舗装または覆土を実施しており汚染土壌の飛散のおそれはなく、また汚染土壌に接することもない。

地下水については、周辺で飲用に供されていないことから周辺住民の方々の健康へも影響はないと考えられる。

なお、当用地に存在する全シアンは、ほとんどが錯塩型シアンの形態で存在しており、その毒性は遊離型シアンに比べて弱い。

今後、敷地内周辺部の地下水観測井戸にてモニタリングを行い地下水の水質を継続的に監視する。

将来の土地改変時には、関係法令に従い適切な対策を検討、実施する。

以上